

令和3年分 給与所得者の保険料控除申告書の記載例

令和3年分 給与所得者の保険料控除申告書

1	所轄税務署長 神田	給与の支払者の名称(氏名) 〇〇〇〇 株式会社	(フリガナ) あなたの氏名 ヤマカワ タロウ	あなたの住所 東京都練馬区栄町 23-7			
2	保険会社等の名称 ●●生命 養老 ××生命 養老	保険等の種類 10年 10年	契約者の氏名 山川 太郎 山川 明子	保険金等の受取人の氏名 本人 本人	控除額 25,000 円 80,000 円	給与の支払者の法人番号 1112223334455667	あなたの住所 東京都千代田区神田錦町 3-3
3	保険料 A 25,000 円 B 80,000 円	控除額 22,500 円 45,000 円	計(①+②) 40,000 円	③のうち地震保険料の金額の合計額 42,000 円	③のうち長期障害保険料の金額の合計額 14,800 円	合計(控除額) 120,000 円	あなたの住所 東京都千代田区神田錦町 3-3

1 氏名、住所などの記入

所轄税務署長 神田	給与の支払者の名称(氏名) 〇〇〇〇 株式会社	(フリガナ) あなたの氏名 ヤマカワ タロウ
給与の支払者の法人番号 1112223334455667	あなたの住所 東京都千代田区神田錦町 3-3	あなたの住所 東京都練馬区栄町 23-7

1 所轄税務署長
給与の支払者の所在地等の所轄税務署長を記載します。

2 給与の支払者の法人番号
この申告書を受理した給与の支払者が、給与の支払者の法人番号を付記するため、あなたが記載する必要はありません。

2 生命保険料控除額の記入

2	●●生命 養老 ××生命 養老	10年 10年	山川 太郎 山川 明子	本人 本人	25,000 円 80,000 円
3	●●生命 介護	10年	山川 太郎 山川 明子	本人 本人	80,000 円
4	●●生命 ○○年金 ××生命 ○○年金	30年 30年	山川 太郎 山川 太郎	本人 本人	90,000 円 30,000 円
5	計(①+②) 計(③+④) 計(⑤+⑥) 計(⑦+⑧) 計(⑨+⑩) 計(⑪+⑫) 計(⑬+⑭) 計(⑮+⑯) 計(⑰+⑱) 計(⑲+⑳)	22,500 円 45,000 円 80,000 円 90,000 円 30,000 円 40,000 円 27,500 円 40,000 円 40,000 円 40,000 円 40,000 円 120,000 円			

1 生命保険料控除
保険会社等の名称、保険等の種類などを生命保険料控除証明書や契約証書などを参考に記載します。「新・旧の区分」には、生命保険料控除証明書等に記載されている適用制度の新旧区分を記載します。なお、保険金等の受取人は、あなた又はあなたの配偶者や親族(個人年金保険料については親族を除きます)であることが必要です。※「給与所得者の保険料控除申告書」を提出する際は、旧生命保険料で一契約の保険料の金額が9,000円以下であるものを除き、証明書類の添付等が必要です。

2 一般の生命保険料

(保険料控除証明書からの記載例)
(イメージ) 保険料控除証明書(一部抜粋)

令和3年分 生命保険料控除証明書			
契約番号(証券記載番号) 〇〇〇〇△△△△	保険払込期間 10年	保険種類 養老	適用制度 新生命保険料控除制度
払込方法 月払	契約日 〇年〇月〇日	保険期間 10年	年金支払開始日 〇年〇月〇日
保険金受取人名 山川 明子	保険受取人生年月日 〇年〇月〇日		
一般	一般の生命保険料(A) 25,000 円	配当金(相当額)(B) 0 円	一般証明額(A-B) 25,000 円
介護	介護医療保険料(C)	配当金(相当額)(D)	介護医療証明額(C-D)
年金	個人年金保険料(E)	配当金(相当額)(F)	個人年金証明額(E-F)

(記載例の控除額の計算)
①欄: 25,000円×1/2+10,000円=22,500円(計算式 I)
②欄: 80,000円×1/4+25,000円=45,000円(計算式 II)
③欄: 22,500円+45,000円=67,500円→最高40,000円
④欄: 控除額は、②と③のいずれか大きい金額→45,000円

3 介護保険料

(記載例の控除額の計算)
⑤欄: 80,000円×1/4+20,000円=40,000円(計算式 I)

4 個人年金保険料

(記載例の控除額の計算)
⑥欄: 90,000円→最高40,000円(計算式 I)
⑦欄: 30,000円×1/2+12,500円=27,500円(計算式 II)
⑧欄: 40,000円+27,500円=67,500円→最高40,000円
⑨欄: 控除額は、⑤と⑧のいずれか大きい金額→40,000円

5 生命保険料控除額

(記載例の控除額の計算)
⑩45,000円+⑪40,000円+⑫40,000円=125,000円
→最高120,000円

3 地震保険料控除額等の記入

地震保険料控除	保険会社等の名称	保険等の種類(目的)	保険期間	保険等の対象となった家屋等に居住又は家財を利用している者等の氏名	保険料又は旧長期損害保険料区分	あなたが本年中に支払った保険料の金額	給与の支払者の氏名
1	××火災	地震(建物)	5年	山川太郎	地震	42,000	〇〇〇〇××××
	▲▲火災	積立傷害	20年	山川太郎	地震・積立	14,800	
④のうち地震保険料の金額の合計額						④ 42,000	円
④のうち旧長期損害保険料の金額の合計額						⑤ 14,800	円
④の金額(④)が10,000円を超える場合は、 $(④ \times 1/2 + 5,000)$ 円 ※						⑥ 12,400	円
⑤の金額(⑤)が10,000円を超える場合は、 $(⑤ \times 1/2 + 5,000)$ 円 ※						⑦ 7,400	円
⑥の金額(⑥) + ⑦の金額(⑦)						⑧ 19,800	円
⑧の金額(⑧)が10,000円を超える場合は、 $(⑧ \times 1/2 + 5,000)$ 円 ※						⑨ 12,400	円
⑨の金額(⑨)が10,000円を超える場合は、 $(⑨ \times 1/2 + 5,000)$ 円 ※						⑩ 6,200	円
⑩の金額(⑩)が10,000円を超える場合は、 $(⑩ \times 1/2 + 5,000)$ 円 ※						⑪ 3,100	円
⑪の金額(⑪)が10,000円を超える場合は、 $(⑪ \times 1/2 + 5,000)$ 円 ※						⑫ 1,550	円
⑫の金額(⑫)が10,000円を超える場合は、 $(⑫ \times 1/2 + 5,000)$ 円 ※						⑬ 775	円
⑬の金額(⑬)が10,000円を超える場合は、 $(⑬ \times 1/2 + 5,000)$ 円 ※						⑭ 387.5	円
⑭の金額(⑭)が10,000円を超える場合は、 $(⑭ \times 1/2 + 5,000)$ 円 ※						⑮ 193.75	円
⑮の金額(⑮)が10,000円を超える場合は、 $(⑮ \times 1/2 + 5,000)$ 円 ※						⑯ 96.875	円
⑯の金額(⑯)が10,000円を超える場合は、 $(⑯ \times 1/2 + 5,000)$ 円 ※						⑰ 48.4375	円
⑰の金額(⑰)が10,000円を超える場合は、 $(⑰ \times 1/2 + 5,000)$ 円 ※						⑱ 24.21875	円
⑱の金額(⑱)が10,000円を超える場合は、 $(⑱ \times 1/2 + 5,000)$ 円 ※						⑲ 12.109375	円
⑲の金額(⑲)が10,000円を超える場合は、 $(⑲ \times 1/2 + 5,000)$ 円 ※						⑳ 6.0546875	円
㉑の金額(㉑)が10,000円を超える場合は、 $(㉑ \times 1/2 + 5,000)$ 円 ※						㉒ 3.02734375	円
㉒の金額(㉒)が10,000円を超える場合は、 $(㉒ \times 1/2 + 5,000)$ 円 ※						㉓ 1.513671875	円
㉓の金額(㉓)が10,000円を超える場合は、 $(㉓ \times 1/2 + 5,000)$ 円 ※						㉔ 0.7568359375	円
㉔の金額(㉔)が10,000円を超える場合は、 $(㉔ \times 1/2 + 5,000)$ 円 ※						㉕ 0.37841796875	円
㉕の金額(㉕)が10,000円を超える場合は、 $(㉕ \times 1/2 + 5,000)$ 円 ※						㉖ 0.189208984375	円
㉖の金額(㉖)が10,000円を超える場合は、 $(㉖ \times 1/2 + 5,000)$ 円 ※						㉗ 0.0946044921875	円
㉗の金額(㉗)が10,000円を超える場合は、 $(㉗ \times 1/2 + 5,000)$ 円 ※						㉘ 0.04730224609375	円
㉘の金額(㉘)が10,000円を超える場合は、 $(㉘ \times 1/2 + 5,000)$ 円 ※						㉙ 0.023651123046875	円
㉙の金額(㉙)が10,000円を超える場合は、 $(㉙ \times 1/2 + 5,000)$ 円 ※						㉚ 0.0118255615234375	円
㉚の金額(㉚)が10,000円を超える場合は、 $(㉚ \times 1/2 + 5,000)$ 円 ※						㉛ 0.00591278076171875	円
㉛の金額(㉛)が10,000円を超える場合は、 $(㉛ \times 1/2 + 5,000)$ 円 ※						㉜ 0.002956390380859375	円
㉜の金額(㉜)が10,000円を超える場合は、 $(㉜ \times 1/2 + 5,000)$ 円 ※						㉝ 0.0014781951904296875	円
㉝の金額(㉝)が10,000円を超える場合は、 $(㉝ \times 1/2 + 5,000)$ 円 ※						㉞ 0.00073909759521484375	円
㉞の金額(㉞)が10,000円を超える場合は、 $(㉞ \times 1/2 + 5,000)$ 円 ※						㉟ 0.000369548797607421875	円
㉟の金額(㉟)が10,000円を超える場合は、 $(㉟ \times 1/2 + 5,000)$ 円 ※						㊱ 0.0001847743988037109375	円
㊱の金額(㊱)が10,000円を超える場合は、 $(㊱ \times 1/2 + 5,000)$ 円 ※						㊲ 0.00009238719940185546875	円
㊲の金額(㊲)が10,000円を超える場合は、 $(㊲ \times 1/2 + 5,000)$ 円 ※						㊳ 0.000046193599700927734375	円
㊳の金額(㊳)が10,000円を超える場合は、 $(㊳ \times 1/2 + 5,000)$ 円 ※						㊴ 0.0000230967998504638671875	円
㊴の金額(㊴)が10,000円を超える場合は、 $(㊴ \times 1/2 + 5,000)$ 円 ※						㊵ 0.00001154839992523193359375	円
㊵の金額(㊵)が10,000円を超える場合は、 $(㊵ \times 1/2 + 5,000)$ 円 ※						㊶ 0.000005774199962615966796875	円
㊶の金額(㊶)が10,000円を超える場合は、 $(㊶ \times 1/2 + 5,000)$ 円 ※						㊷ 0.0000028870999813079833984375	円
㊷の金額(㊷)が10,000円を超える場合は、 $(㊷ \times 1/2 + 5,000)$ 円 ※						㊸ 0.00000144354999065399169921875	円
㊸の金額(㊸)が10,000円を超える場合は、 $(㊸ \times 1/2 + 5,000)$ 円 ※						㊹ 0.000000721774995326995849609375	円
㊹の金額(㊹)が10,000円を超える場合は、 $(㊹ \times 1/2 + 5,000)$ 円 ※						㊺ 0.0000003608874976634979248046875	円
㊺の金額(㊺)が10,000円を超える場合は、 $(㊺ \times 1/2 + 5,000)$ 円 ※						㊻ 0.00000018044374883174896240234375	円
㊻の金額(㊻)が10,000円を超える場合は、 $(㊻ \times 1/2 + 5,000)$ 円 ※						㊼ 0.000000090221874415874481201171875	円
㊼の金額(㊼)が10,000円を超える場合は、 $(㊼ \times 1/2 + 5,000)$ 円 ※						㊽ 0.0000000451109372079372406005859375	円
㊽の金額(㊽)が10,000円を超える場合は、 $(㊽ \times 1/2 + 5,000)$ 円 ※						㊾ 0.00000002255546860396862030029296875	円
㊾の金額(㊾)が10,000円を超える場合は、 $(㊾ \times 1/2 + 5,000)$ 円 ※						㊿ 0.000000011277734301984310150146484375	円
㊿の金額(㊿)が10,000円を超える場合は、 $(㊿ \times 1/2 + 5,000)$ 円 ※						0.0000000056388671509921550750732421875	円

1 地震保険料控除

保険会社等の名称、保険等の種類などを地震保険料控除証明書や契約証書などを参考に記載します。「地震保険料又は旧長期損害保険料区分」欄には、地震保険料控除証明書等に記載されている適用制度の区分に○を付けます。

保険等の対象となった家屋等に居住又は家財を利用している人は、あなた又はあなたと生計を一にする親族であることが必要です。

※「給与所得者の保険料控除申告書」を提出する際は、証明書類の添付等が必要です。

(保険料控除証明書からの記載例)

(イメージ) 地震保険料控除証明書 (一部抜粋)

令和3年分 地震保険料控除証明書

保険契約者氏名	山川太郎
証券番号	〇〇〇〇××××
保険の種類	地震保険
保険の対象 又は被保険者	建物
保険期間	令和3年1月1日から 令和7年12月31日まで5年間
払込方法	一時払
1回分保険料	42,000円
控除対象保険料	42,000円
満期返戻金の有無	無
その他	上記保険料は、所得税法第77条第1項に規定する地震保険料に該当するものです。

(記載例の「地震保険料控除額」の控除額の計算)

地震保険料の控除額
 42,000円(④の金額、最高50,000円)
 +12,400円(⑤の金額が10,000円を超える
 場合は④×1/2+5,000円、最高15,000円)
 =54,400円→最高50,000円

2 社会保険料控除

国民年金保険料など、あなたが直接支払った社会保険料を記載します。給与から差し引かれた社会保険料は記載しません。

※国民年金の保険料や国民年金基金の加入員として負担する掛金を記載する場合は、「給与所得者の保険料控除申告書」を提出する際、その証明書類の添付等が必要です。

3 小規模企業共済等掛金控除

iDeCo(個人型確定拠出年金)の掛金など、あなたが直接支払った小規模企業共済等掛金を記載します。給与から差し引かれた掛金は記載しません。

※「給与所得者の保険料控除申告書」を提出する際は、証明書類の添付等が必要です。